



2024年4月26日

各 位

会社名 日本ヒューム株式会社
代表者名 代表取締役社長 増 渕 智 之
(コード番号: 5262 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 加 藤 直
管理本部長
[TEL. 03-3433-4111(代表)]

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、下記の通り「定款一部変更の件」を2024年6月27日開催の当社第141回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当（中間配当）ができるよう所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記のほか、変更に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

別紙の通りであります。

3. 日程

定時株主総会開催日 2024年6月27日（予定）
定款変更の効力発生日 2024年6月27日（予定）

以 上

定款一部変更の内容		[下線は変更部分]	
現	行	変	更 後
定 款 (2022年 6 月 29日 改正)		定 款 (2024年 6 月 27日 改正)	
第 1 条～第38条 (条文省略)		第 1 条～第38条 (現行通り)	
(剰余金の配当)		(剰余金の配当の基準日)	
第39条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、 <u>期末配当を行うことができる。</u> (条文新設)		第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3月31日とする。	
(条文新設)		② <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>	
(第39条②より移設)		(中間配当)	
② <u>配当金はその支払確定の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u> (第39条②より移設)		第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9月30日を基準日として中間配当をすることができる。 (第40条へ移設)	
第40条 (条文省略)		第41条 <u>配当金はその支払確定の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u> (配当金の除斥期間)	
第40条 (条文省略)		第42条 (現行通り)	
以 上		以 上	